

令和3年第1回大台町議会臨時会

# 提出議案概要



令和3年2月

## 報告第1号 専決処分の報告について（和解について）

### 【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく議会の委任による町長の専決処分事項（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づき支払われるもの、又は自動車事故に係る他の損害賠償保険金により支払われるもので、1件100万円以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること）について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

### 【内容】

令和2年11月12日、伊勢市内において、町の職員が運転する公用車が走行中、左側の道路より一時停止を怠り侵入してきた相手方の車両に衝突され、公用車左側後方を損傷した事故について、相手方は賠償金として196,434円を大台町に支払うことで和解した。

## 同意第1号 大台町教育委員会教育長の任命について

### 【理由】

現教育長の村田文廣氏の任期が、令和3年2月23日をもって満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、後任の教育長を任命するため、議会の同意を求めるもの。

### 【任命者】

氏名： もり 森 とおる 亨 氏

経歴： 第1回臨時会資料を参照

任期： 令和3年2月24日から令和6年2月23日まで（3年）

**承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度大台町一般会計補正予算（第 1 0 号））**

**【理由】**

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、予算について専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求めるもの。

**【内容】**

別冊「令和 2 年度補正予算説明資料（1 月 2 5 日専決処分）」をご参照ください。

**承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（大台町国民健康保険条例の一部改正について）**

**【改正理由】**

本条例では、新型コロナウイルスに感染した被保険者に対する「傷病手当金」制度を設けている。

この制度においては、新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）の附則第 1 条の 2 を引用することで定義しているが、同法の一部改正により附則が削除されるため、条例においては、引用によらず、制度の対象となる新型コロナウイルス感染症に限定して定義する必要が生じたため。

なお、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、条例の一部改正について専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求める。

**【改正内容】**

附則第 3 条第 1 項において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

**【施行期日】**

令和3年2月7日

**承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大台町介護保険条例の一部改正について）****【改正理由】**

本条例では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者等の介護保険料の減免制度を設けている。

この制度においては、新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の附則第1条の2を引用することで定義しているが、同法の一部改正により附則が削除されるため、条例においては、引用によらず、制度の対象となる新型コロナウイルス感染症に限定して定義する必要が生じたため。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、条例の一部改正について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

**【改正内容】**

附則第11項において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

**【施行期日】**

令和3年2月7日

## 議案第 1 号 和解及び損害賠償の額の決定について

### 【理由】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

### 【内容】

令和 2 年 12 月 3 日、町の職員が下真手地内の県道大台宮川線で草刈作業を行っていたところ、飛び石により県道を走行中の相手方車両のフロントガラスを損傷させた。町は、相手方に賠償金として 98,780 円を支払う（保険による）ことにより和解したい。

## 議案第 2 号～ 5 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について

### 【理由】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、対象となる公の施設について、管理を委任する指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるもの。

### 【内容】

議案番号	公の施設名称	指定管理者となる団体等の名称
議案第 2 号	大台町奥伊勢フォレストピア (宮川山荘ほか)	株式会社 宮川観光振興公社
議案第 3 号	大台町宮川特産品加工施設	株式会社 宮川物産
議案第 4 号	大台町農林水産物直売施設 道の駅「奥伊勢おおだい」	道の駅奥伊勢おおだい 株式会社
議案第 5 号	美菌公園	美菌を守る会
	奥伊勢湖さくら公園	大台町ふるさと案内人の会
	湿地観察公園	下菅区
	滝谷の里公園	滝谷区
	三ッ谷池公園	粟生区

※指定の期間は、いずれも令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

## 議案第 6 号 令和 2 年度大台町一般会計補正予算（第 11 号）

### 【内容】

別冊「令和 2 年度補正予算説明資料（2 月 15 日臨時会）」をご参照ください。